

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第66号

京都市北部山間振興本部規則の一部を改正する規則

京都市北部山間振興本部規則の一部を次のように改正する。

第2条中「，北部山間振興本部参与（以下「参与」という。）」を削る。

第3条を削り，第4条を第3条とし，第5条を第4条とする。

第6条第12号及び第13号を次のように改める。

(12) 保健福祉局医療衛生推進室長

(13) 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部長

第6条を第5条とする。

第7条第2項中「，参与」を削り，同条を第6条とする。

第8条を第7条とし，第9条を第8条とし，第10条を第9条とする。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)